

暮らし・子育て

福知山市の花火大会会場で起きた事故を受けて

問 ボランティア団体が同様の事故を起こした場合、岡山市市

民活動保険の対象となるのか。

答 町内会や子ども会などのボランティア団体が、学区の夏祭り等で出店する屋台での事故では、スタッフは傷害保険、近くにいた観客は賠償責任保険で岡山市市民活動保険の対象となる。

ボランティアで運営する屋台で使われる発電機やガスコンロ等の火気の場合、故意または重大な過失がない限り本制度の対象となるが、保険の免責事項である危険度の高い活動に当たるかどうかは、保険会社の個別具体的な判断となる。